

(仮称) 堺産業戦略懇話会開催要綱

令和 3 年 9 月 1 0 日制定

1 目 的

本市産業が抱える課題や変化する社会経済情勢等を踏まえた新たな戦略として（仮称）堺産業戦略を策定するに当たり、有識者等から広く意見を聴取するため、（仮称）堺産業戦略懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 本市の産業振興に関する事項
- (2) 社会経済情勢に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、市長が依頼する 6 人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 企業関係者
- (3) 商工業振興に関連のある団体から選出された者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和 2 年制定）の定めるところによる。

7 会議録

市長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

8 開催期間等

令和 3 年 9 月 1 0 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間のうち、3 回程度

9 庶 務

懇話会の庶務は、産業政策課において行う。